「均等割額の軽減特例」の変更について

後期高齢者医療制度では、制度創設時の暫定的な措置として様々な軽減特例措置を講じてきました。しかし、高齢化の進展に伴い、被保険者数が増え、医療費が増加していくなかで、後期高齢者医療制度を安定的に運営するために見直されたものですので、ご理解くださいますようお願いいたします。

均等割額の軽減特例は今後どのように変わるのか

制度本来の７割軽減の対象者の方は、令和元年度において８割または８.５割の軽減特例を適用していましたが、令和２年度から令和３年度にかけては、段階的に７割軽減（制度本来）に移行します。

対象者の所得要件	均等割額の軽減割合【（　　）内は軽減後の均等割額】			
同一世帯内の被保険者及び世帯主の総所得金額等の合計額	制度本来の軽減割合	令和元年度	令和2年度	令和3年度
33万円以下	7割（12,510円）	8.5割（6,250円）	7.75割（9,380円）	7割（12,510円）
うち、同一世帯内の被保険者全員が年金収入80万円以下（他の各種所得なし）		8割（8,340円）	7割（12,510円）	

解説　軽減特例の見直しによる均等割額の令和元年度から令和３年度の推移について

国において、段階的に均等割額の軽減割合を見直したため、令和２年度の均等割額（41,700円）の軽減割合は、７割または7.75割となります。
詳しくは、次の【A】・【B】をご覧ください。（赤字の金額は、軽減後の均等割額です）

【A】「33万円以下」

令和元年度	［今年度］令和２年度	令和３年度
6,250円	9,380円	12,510円
《計算式》均等割額 41,700円×15%	《計算式》均等割額 41,700円×22.5%	《計算式》均等割額 41,700円×30%
▶	▶	
８.５割軽減	7.75割軽減	７割軽減
実質の保険料納付額（1.5割）	実質の保険料納付額（2.25割）	実質の保険料納付額（3割）

【B】「【A】のうち、同一世帯内の被保険者全員が年金収入80万円以下（他の各種所得なし）」

令和元年度	［今年度］令和２年度	令和３年度
8,340円	12,510円	12,510円
《計算式》均等割額 41,700円×20%	《計算式》均等割額 41,700円×30%	《計算式》均等割額 41,700円×30%
▶	▶	
８割軽減	７割軽減	７割軽減
実質の保険料納付額（2割）	実質の保険料納付額（3割）	実質の保険料納付額（3割）

※同一世帯内の「被保険者」及び「世帯主」の総所得金額等の合計額で均等割額の軽減割合を判定します。
※軽減後の均等割額に10円未満の端数があるときは、切り捨てとなります。

保険料を納めていないと……

保険料を納めていただいていない被保険者には、通常の保険証に代わり有効期間の短い（4か月）保険証を交付することがあります。

さらに保険料の滞納が続く場合には、資格証明書を交付することもあります。

資格証明書を使用しての受診は、診療にかかる医療費をいったん、全額自己負担していただくことになります。

このほか滞納処分（財産の差押等）を行うことがあります。

※後期高齢者医療保険料の納付義務者は被保険者のほか、世帯主や被保険者の配偶者（連帯納付義務者）も含まれます。滞納が続くと被保険者だけでなく連帯納付義務者に対して滞納処分を行うことがあります。

保険料納付のご相談について

火災や自然災害等の被災や事業の休廃止、長期入院等による被保険者または生計維持者の収入の著しい減少など、特別な事情により保険料の納付が困難と認められる方は、申請により保険料が減免となる場合があります。

くわしくは、お住まいの市町村の後期高齢者医療担当へご相談ください。

よくある質問

Q 年度途中で引越した場合、保険料はどのようになりますか？

A **《同じ市町村内で引越した場合》**
年間の保険料額及び納付方法は変わりません。

《埼玉県内の別の市町村に引越した場合》
年間の保険料額は変わりませんが、引越した前月分までの保険料は引越前の市町村での納付、それ以降は引越後の市町村での納付となります。また、引越後の市町村での納付方法は当分の間、納付書等による納付（普通徴収）となります。

《埼玉県外に引越した場合》
引越した前月分までが埼玉県での保険料となり、引越した月以降の保険料は引越後の都道府県にて新たに計算されます。また、納付方法は当分の間、納付書等による納付（普通徴収）となります。

Q 所得の申告をしませんでしたが、保険料に影響はありますか？

A 令和2年度の保険料は、被保険者の令和元年（平成31年）中の所得に基づいて算出します。また、均等割額の軽減は、世帯内の被保険者及び世帯主の合計所得に基づいて判定します。
被保険者及び世帯主の所得の申告をされていない場合は、正しく保険料を算出することができません。令和2年1月1日時点でのお住まいの市町村へ所得の申告をしていただきますようお願いします。所得の申告の結果、保険料の軽減が適用され、保険料を納めすぎていることが判明した場合はお返し（還付）します。

お問い合わせは、
お住まいの市町村の後期高齢者医療担当
または以下へお尋ねください。
埼玉県後期高齢者医療広域連合
〒330-0074　さいたま市浦和区北浦和5-6-5
埼玉県浦和合同庁舎４階
☎048-833-3120

※制度の見直しにより、今後内容が変更される場合があります。

環境に配慮し、植物油インキを使用しています

令和２年度

後期高齢者医療制度 保険料のしおり

埼玉県後期高齢者医療広域連合

保険料は大切な財源です

後期高齢者医療にかかる費用（医療機関等で支払う患者負担分を除く）には、約5割の公費（国、県、市町村）が充てられています。また、約4割は現役世代からの支援金でまかなわれ、残りの約1割を保険料として被保険者の皆様に納めていただきます。

■後期高齢者医療制度の財源

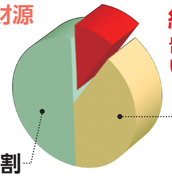

公費（国：県：市町村＝4：1：1）

保険料の決まり方

保険料は、被保険者全員が負担いただく「均等割額」と被保険者の令和元年（平成31年）中の所得に応じて負担いただく「所得割額」の合計額をもとに、令和2年4月から翌年3月までの12か月分（加入月数に応じて減額されます）が、被保険者一人ひとりに賦課されます。

保険料（年額）※1【上限 64 万円】 ＝ **均等割額 41,700 円** ＋ **所得割額**（※2 賦課のもととなる所得金額 × 所得割率 7.96%）

令和2・3年度の保険料率	
均等割額	41,700円
所得割率	7.96%

※1「保険料（年額）」に100円未満の端数があるときは、切り捨てとなります。

※2「賦課のもととなる所得金額」とは…

令和元年（平成31年）中の総所得金額及び山林所得金額並びに株式・土地・建物等の譲渡所得金額等の合計額から基礎控除額（33万円）を控除した額のことです。（株式の譲渡所得金額等は、所得の申告をした場合、計算の対象となります）

例 年金収入（280万円）のみの方の場合

雑所得【年金収入（280万円）－公的年金控除額（120万円）※】－ 基礎控除額（33万円） ＝ 賦課のもととなる所得金額（127万円）

※年齢（令和2年1月1日時点で65歳未満の方）や年金収入額に応じて公的年金控除額は異なります。

保険料が軽減される場合があります

① 均等割額の軽減について

所得の少ない方は、保険料の均等割額が世帯の所得の合計額にあわせて次のとおり軽減されます。

均等割額軽減割合	【同一世帯内の被保険者及び世帯主の令和元年（平成31年）中の総所得金額等の合計額】	軽減後の均等割額
7.75 割	【基礎控除額（33万円）】以下	9,380円／年
7 割	7.75割軽減の対象となる世帯のうち、同一世帯内の被保険者全員が年金収入80万円以下（他の各種所得なし）	12,510円／年
5 割	【基礎控除額（33万円）＋28.5万円×世帯の被保険者数】以下	20,850円／年
2 割	【基礎控除額（33万円）＋52万円×世帯の被保険者数】以下	33,360円／年

※「総所得金額等」とは、総所得金額及び山林所得金額並びに株式・土地・建物等の譲渡所得金額等の合計額のことです（株式の譲渡所得金額等は、所得の申告をした場合、計算の対象となります）。なお、均等割額の軽減の判定には専従者控除や譲渡所得の特別控除は適用されません。

※令和2年1月1日時点で65歳以上の方の公的年金所得については、公的年金収入額から公的年金控除額を差引き、さらに15万円（高齢者特別控除）を差引いた額を軽減判定の所得とします。

※均等割額の軽減判定で使用する「総所得金額等」は基礎控除前のもので、所得割額算定にかかる「賦課のもととなる所得金額」とは異なります。

※軽減判定は、当該年度の4月1日（新たに制度の対象になった方は資格取得時）における世帯状況により行います。

② 被用者保険の被扶養者の軽減について

後期高齢者医療制度に加入する前日に、被用者保険の被扶養者であった方の保険料額は、以下のとおりです。

均等割額	5割軽減（後期高齢者医療制度に加入してから2年を経過する月まで） ※左記の「①均等割額の軽減について」の表に該当する場合は、軽減割合の高い方が優先されます。
所得割額	かかりません（負担なし）

被用者保険とは…
○全国健康保険協会（協会けんぽ）○各健康保険組合
○共済組合　○船員保険　のことです。
※市町村国民健康保険・国民健康保険組合は対象となりません。

保険料の納め方

保険料の納付方法は、年金からの引落しにより納めていただく「特別徴収」と、口座振替または納付書により納めていただく「普通徴収」です。原則は「特別徴収」となりますが、ご加入後の一定期間や年金の受給状況などによっては「普通徴収」となります。納付方法は、保険料の決定通知に記載されていますので、ご確認ください。

●年金からの引落しによる納付（特別徴収）

対象となる方

・年金の受給額が年18万円以上の方で、市町村が徴収する予定の1回（期）当たりの後期高齢者医療保険料額と介護保険料額との合計が、1回に受け取る年金額に対してその受給額の2分の1を超えない方（複数の年金を受給している場合は、年額18万円以上の年金のうち、優先順位の高い1つの年金が特別徴収の対象となります）

納　め　方

・年6回の年金の受給時に、年金の受給額から保険料が差し引かれ、被保険者に代わり年金保険者が市町村へ納入します。

仮徴収			本徴収		
4月（1期）	6月（2期）	8月（3期）	10月（4期）	12月（5期）	2月（6期）

●令和元年（平成31年）中の所得が確定していないため、仮算定した保険料額（または2月の特別徴収額）となります。

●令和元年（平成31年）中の所得により算定した年間保険料額から仮徴収分を引いた額を3回に分けて差し引きます。

●口座振替または納付書による納付（普通徴収）

対象となる方

・特別徴収対象年金の受給額が年18万円未満の方
・介護保険料が特別徴収されていない方
・後期高齢者医療保険料額と介護保険料額の合計が特別徴収対象年金の受給額の2分の1を超える方

※既に特別徴収されている方も、上記判定により年度の途中から特別徴収が中止となり、普通徴収となる場合があります。

・年度途中に被保険者資格を取得した方
・年度途中に引越した方（同一市町村内での転居は除く）
・保険料額の減額により、特別徴収が中止となる方
・特別徴収の方で、保険料額が途中で増額される方（増額分のみ）

納　め　方

・市町村から送付される納付書等により、納期限内に市町村が指定する金融機関等で納めていただきます。

口座振替をおすすめします

●普通徴収の方には、保険料の納め忘れがない口座振替をおすすめします。
●口座振替の手続きについては、お住まいの市町村の後期高齢者医療担当にご確認ください。

保険料の納め方を特別徴収から普通徴収（口座振替）に変更することもできます。（市町村窓口での申請が必要です）

特別徴収から口座振替に変更した方で、残高不足等により引落しができず、保険料が納め忘れとなってしまった場合は、特別徴収に変更することがありますので、口座振替日・残高にご注意ください。
口座振替日については、お住まいの市町村の後期高齢者医療担当へお問い合わせください。